

第 2 回 東播磨・北播磨・丹波(加古川流域圏)地域総合治水推進協議会 議 事 概 要

事項	第 2 回 東播磨・北播磨・丹波(加古川流域圏)地域総合治水推進協議会	出席者	38 名 (随行者・事務局除く)
日時	平成 26 年 12 月 25 日(木) 14:00～16:00	場所	小野市うるおい交流館エクラ 大会議室
内容	<p>1 開会 (1) 開会あいさつ (2) 委員及び出席者紹介</p> <p>2 議事 (1) 協議会及び第 2 回ワーキングでの主な意見 (2) 推進計画(原案)について (3) 今後のスケジュールについて</p> <p>3 閉会</p>		
資料	<p>議事次第、出席者名簿、配席図</p> <p>資料 1 第 1 回東播磨・北播磨・丹波(加古川流域圏)地域総合治水推進協議会における主な意見</p> <p>資料 2 第 2 回ワーキングでの主な意見</p> <p>資料 3 東播磨・北播磨・丹波(加古川流域圏)地域総合治水推進計画(原案)</p> <p>資料 4 モデル地区(中流域)等における取り組み</p> <p>資料 5 東播磨・北播磨・丹波(加古川流域圏)地域総合治水推進計画スケジュール</p> <p>参考 1 第 1 回東播磨・北播磨・丹波(加古川流域圏)地域総合治水推進協議会 議事概要</p> <p>参考 2 第 2 回東播磨・北播磨・丹波(加古川流域圏)地域総合治水推進協議会 ワーキング 議事概要</p>		

1 開会

あいさつ(赤木北播磨県民局長)
委員の紹介(事務局)

2 議事

(1) 協議会及び第 2 回ワーキングでの主な意見

「資料 1 第 1 回東播磨・北播磨・丹波(加古川流域圏)地域総合治水推進協議会における主な意見」と「資料 2 第 2 回ワーキングでの主な意見」の説明を行った。(事務局)

(2) 推進計画（原案）について

「資料3 東播磨・北播磨・丹波(加古川流域圏)地域総合治水推進計画(原案)」と「資料4 モデル地区(中流域)等における取り組み」の説明を行った。(事務局)

(3) 今後のスケジュールについて

「資料5 東播磨・北播磨・丹波(加古川流域圏)地域総合治水推進計画スケジュール」の説明を行った。(事務局)

主な意見

① 資料1 第1回東播磨・北播磨・丹波(加古川流域圏)地域総合治水推進協議会における主な意見について

- 1 No.13の「ためる施設の活用」における水田貯留は、治水効果はあると思うが、地域によっては冬期に農地の準備を行うため、雨水貯留について県民の協力を得られるか疑問である。(県民委員)

⇒水田貯留については、集落ごとの意見を踏まえ、営農者の皆様のご理解とご協力を得られる田んぼから取り組ませていただくことを考えている。(事務局)

- 2 No.6,7の財源や維持管理については、施設管理者が負担しての対策実施を基本とするところがあるが、一方、推進計画の「8-3 財源の確保」では施設管理者自らの負担が難しい場合には、河川管理者や下水道管理者が費用の一部を負担し、施設管理者の負担を軽減する場合もあるとあり、矛盾している。そのため、推進計画の「8-3 財源の確保」に記載される財政的支援等のように、ニーズや整備効果を踏まえた上で検討を進める、という趣旨の記述も必要である。(神戸市委員)

⇒「8-3 財源の確保」に記載されている「県及び市町は市町や県民の取り組みを促進するため財政的支援等についてそのニーズや整備効果を踏まえた上で検討を進める」を、推進計画への反映等の欄に追記する。(事務局)

- 3 ため池は概ね20～30年に1回は大規模改修を実施しなければならないが、その改修にあたって地元の負担が発生する。治水目的の改修にあたり、工事費を助成する事業があればありがたい。(県民委員)

⇒ため池の治水活用に対する国の補助事業としては流域貯留浸透事業があり、全体事業費の3分の1が助成される。採択要件は、事業主体が地方公共団体であること、一級河川あるいは二級河川の流域内であること、通常の河道改修事業よりも経済的であること、ため池の場合は3,000m³以上の治水転用容量を有すること、が挙げられる。このような助成があるのでご相談いただければと思う。(事務局)

② 東播磨・北播磨・丹波(加古川流域圏)地域総合治水推進計画(原案)について

- 4 兵庫県はため池が一番多く 4 万 3 千箇所と記載されているが、農林部局のデータでは 3 万 8 千箇所となっている。数値の精査をお願いしたい。(県民委員)
⇒平成 26 年 8 月 15 日に更新された県農地整備課のホームページでは約 3 万 8 千箇所と記載されている。この最新の数値に修正する。(事務局)
- 5 ため池の洪水吐の切り下げはその一部を切り下げるもので、全部ではない。表現を変更してもらいたい。(県民委員)
⇒関係部局を含めて検討する。(事務局)
- 6 喜瀬川流域の整備計画では、喜瀬川の起点まで 200m³/s の流量を安全に流下させるように整備すると聞いているが、現在どのようになっているのか。(県民委員)
⇒河道の整備目標流量は区間によって異なる。確認後別途説明させていただく。(事務局)
- 7 稲美町は田んぼダムにいち早く取り組んでいる地域である。雨水を公共施設に一時貯留するよりも田んぼダムを増やして貯留量を確保したほうが投資効果があると考えられる。(県民委員)
⇒稲美町に関しては、ご指摘のように非常に田んぼの多い地域であるので、公共施設よりも田んぼ等の地域の資源を活用した取り組みの方が効果があると思われる。ため池協議会などを通じてさらに広く普及していければよいと考えている。(事務局)
- 8 ため池の「落水期」という表現を「非かんがい期」にするほうが農家としては受け入れやすい表現となる。(県民委員)
⇒関係部局を含めて検討する。(事務局)
- 9 中流域でモデル地区が 3 箇所選定されている。その選定理由を伺いたい。(会長)
⇒地形や土地利用などの地域特性および浸水実績等を考慮の上、市町と相談しながら、モデル地区としての先導的な取り組みについて地域からご協力いただける箇所を選定した。(事務局)
- 10 法華山谷川は、中流域のモデル地区とは異なった記載となっているが、推進計画においてどのような位置付けとなるのか。(会長)
⇒加古川流域圏の推進計画区域内にあり、既に総合治水に取り組んでいる。その取り組みに関する情報発信とともに、貯留容量の目標などが示されていることから、加古川流域圏における今後の推進計画の進め方に対する先行事例として、今回推進計画の中に記載した。(事務局)

⇒平成 23 年に大きな災害が発生したことから、まず 5 年間で床上浸水を概ね解消するというを基本にして河川・下水道対策を進めている。さらに、被害軽減につながるであろうということで流域対策を合わせて実施しており、積極的に取り組んでいただいているため池協議会や営農組合等の地区や団体がある。取り組みにあたっては課題も多く見られるが、地区の中で話し合いもしながら進めていきたいと考えている。また、取り組みについてはフォローアップの中で情報共有という形で情報発信できればよいと考えている。(事務局)

1 1 モデル地区の選定は、そこでの総合治水の取り組みがフォローアップの中でモニタリングされるなど、「計画評価の見える化」を目的のひとつにしていると考えるとよいのか。(会長)

⇒モデル地区選定の目的はその取り組み効果をなるべく見えるようにすることが挙げられる。今後、推進計画のフォローアップにより、その効果を評価できるものから示していければよいと考えている。(事務局)

1 2 河川ごとに整備目標の洪水が示されている。平成 16 年台風第 23 号を目標とする工事は大規模なものとなるが、総合治水の計画期間である 10 年間で全て実施するということか。(三木市委員)

⇒推進計画の P61 では、河川整備計画のなかで位置付けられた今後 20～30 年間に実施する工事を記載している。そのなかで、本推進計画の 10 年間に実施予定の工事は、参考資料の P3～P6 に記載している。推進計画の 10 年間で完成する工事と、その後も継続する工事が存在する。(事務局)

1 3 「法華山谷川水系総合治水推進計画」の「ためる」対策として、現状でどのような対策がなされているのか、具体的に教えていただきたい。(県民委員)

⇒水田貯留として、県の土地改良事務所が田んぼダム用のセキ板を法華山谷川流域等で配布し、田んぼ貯留に努めていただいている。ため池については、従来からの取り組みと同様に大雨に備えた事前放流について各ため池管理者に通知している。また、実際にためる行為ではないが、東播工業高校等でため池の効果を示すような模型を製作する取り組みを実施しており、来年度以降に模型を使って P R 等に努めたいと考えている。さらに、市はため池の洪水吐切り下げ等についても検討していただいている。(事務局)

1 4 河川の現状を見ると、木が繁茂したり土砂がたまっている。整備計画の工事区間以外でも川底の土砂の撤去や樹木の伐採等の維持管理を実施してほしい。そのほうが整備の費用が少なくなると思う。(県民委員)

⇒河道内に繁茂した樹木を伐採したり、洪水でたまった土砂を撤去する維持管理は、川をモニタリングしながら、流水を阻害している場合に対応するものである。計画的に実施するものではないことから整備計画では明確に期間や場所等が明記されていないが、早い段階で手を打てば、安い費用で長期間治水効果を高めることができることもあり、維持と整備を併せてやっていくことが大事である。(国委員)

⇒P58 ページの(1) 河道対策において、「また、河川の特長・整備計画の段階を考慮し、現状の施設が機能低下しないよう、計画的かつ適切な維持管理を行う。」と記載している。現在も河川整備と併せて土砂撤去や樹木の伐採等の維持管理をしており、今後も実施していく。(事務局)

3 閉会

第2回東播磨・北播磨・丹波(加古川流域圏)地域総合治水推進協議会出席者名簿

属性	委員氏名	主な役職	代理人	
			氏名	役職
学識経験者	宮本 仁志	芝浦工業大学教授		
国	奥田 晃久	姫路河川国道事務所長		
兵庫県	太田 和成	神戸県民センター長	尾原 勉	神戸土木事務所長
	多木 和重	阪神北県民局長	松本 正利	宝塚土木事務所長
	真木 高司	東播磨県民局長	宮本 眞介	加古川土木事務所長
	赤木 正明	北播磨県民局長		
	藤原 一	丹波県民局長	安川 徳	丹波土木事務所長
市町	末永 清冬	神戸市建設局長	畑 恵介	神戸市建設局下水道河川部長
	岡田 康裕	加古川市長	山本 英樹	加古川市建設部長
	片山 象三	西脇市長	井上 悦雄	西脇市上下水道部長
	藪本 吉秀	三木市長	冨田 誠	三木市理事兼防災監
	登 幸人	高砂市長	山本 克巳	高砂市技監
	蓬萊 務	小野市長	橋本 浩明	小野市地域振興部長
	竹内 英昭	三田市長	番庄 孝夫	三田市技監
	西村 和平	加西市長	高橋 晴彦	加西市総務部長
	酒井 隆明	篠山市長	梶村 徳全	篠山市まちづくり部長
	辻 重五郎	丹波市長	駒谷 誠	丹波市建設部長
	安田 正義	加東市長	一宮 大祐	加東市技監
	古谷 博	稲美町長	奥州 康彦	稲美町地域整備部長
	清水ひろ子	播磨町長	山口 泰弘	播磨町下水道グループ統括
	県民	新田 嘉己	神戸市山田校下自治振興会会長	
馬田 寿雄		加古川市町内会連合会副会長		
村上 均		西脇市連合区長会副会長		
赤松 敬一		三木市区長協議会連合会長		
中西 君一		三木市消防団団長		
前田 栄一		高砂市連合自治会長		
藤岡 善博		小野市両来住郷協議会 会長		
松尾 義三		加西市区長会会長		
高見 光		加西市消防団長		
石橋 康夫		篠山市自治会長会会長		
安達晴太郎		丹波市自治会長会 理事		
能勢 利和		丹波市自治会長会 理事		
深田 壽嗣		加東市区長会副会長		
廣畑 雅弘		多可町区長会長		
植山 保信		多可町消防団長		
小村 徹		稲美町自治会長会会長		
西澤 一弘	稲美町土地改良事業連絡協議会会長			
森野 六男	播磨町自治会連合会会長			

議事録確定署名人

座長: 芝浦工業大学教授

宮本 仁志

北播磨県民局長

赤木 正明